

一般社団法人 日本ホームヘルス機器協会常勤理事の報酬について（内規）

（平成 17 年 6 月 2 日制定）

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会の常勤理事の報酬を次のように定める。

- 1 報酬は年俸とする。
- 2 常勤理事の年俸は次のとおりとする。

専務理事 10,000,000 円から 15,000,000 円までの範囲内で会長が定める額

常務理事 9,000,000 円から 12,000,000 円までの範囲内で会長が定める額

附 則

この内規の改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

この内規の改正は、平成 29 年 3 月 3 日から実施する。